令和8年10月

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）　FAQ

No	質問内容	回答
1	**ベビーシッター利用支援事業（マッチング型利用支援）との違いは何ですか。また、併用はできますか。**	**一時預かり利用支援は東京都が認定したベビーシッター事業者を、マッチング型利用支援は品川区が認定したベビーシッター事業者を利用する必要があります。1時間あたりの補助上限額は異なりますが、利用時間は両事業を合わせて、児童1人につき年度あたり144時間（または288時間）です。** **同一日時に両事業を利用することはできません。**
2	認可保育園等の施設に在籍していても、本事業の対象となりますか。	**対象となります。**施設の在籍有無は問いません。
3	保育の必要性を有していませんが、本事業の対象となりますか。	**対象となります。**保育の必要性の有無は問いません。
4	育児休業中ですが、本事業の対象となりますか。	**対象となります。**また、就労の有無も問いません。
5	利用にあたり、所得制限はありますか。	**ありません。**
6	利用できない時間帯はありますか。	**ありません。**24時間365日利用可能です。
7	送迎サービスは補助対象となりますか。	保育を含む送迎サービスは補助対象となります。（令和６年度より） 送迎サービスのみは補助対象外となります。
8	引越し日は補助対象となりますか。	品川区外へ転出される方は、**転出日の前日まで**補助対象となります。 品川区外から転入される方は、転入日より補助対象となります。
9	対象事業者はどのように確認すればよいですか。	**東京都のホームページ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」**をご確認ください。
10	子ども1人に対し、複数のベビーシッター（事業者）を利用した場合も、本事業の対象となりますか。	**補助上限の範囲内で対象**となります。その場合、要件証明書等は、利用されたシッター分の提出を求めます。
11	国や事業所のクーポン、福利厚生での割引を受けていても対象となりますか。	**クーポンや福利厚生適用後の純然たる保育料**であれば対象となります。 利用したクーポンや内容等、割引を受けたことが分かるものをご提出ください。 また、割引額が補助対象外経費に充てられたことが分かる書類の提出が無い場合、一律に補助対象利用料から差し引いて算出します。
12	クーポンを購入しました。補助対象となりますか。	クーポンが購入されたものであれば、その購入実績を書面で報告してください。 購入内容に応じて、一部のクーポン利用額を現金相当として取り扱います。 但し、福利厚生等で無償で得たポイント等は対象外です。
13	事業者との契約の際に注意すべき点はありますか。	①子ども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえて契約すること ②契約事業者に対し、「都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えること ③利用する事業者が、都の認定事業者であることを確認すること ④派遣されるベビーシッターが、都が定める要件を満たしていること ⑤ご利用前に都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の利用であることを確認し、ベビーシッターから「ベビーシッター要件証明書」を受け取ること ⑥ご利用後に「領収書」「利用明細」を受け取ってください。
14	保育基準に「児童一人に対しベビーシッター１人による保育であること」とありますが、兄弟姉妹（２名とも助成対象年齢）で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。	**原則として、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。ただし、共同保育（複数の児童をベビーシッターと保護者が一緒に保育すること）を利用する場合は、一人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。** **なお、２０２６年１０月１日から、以下の要件をすべて満たす場合は、ベビーシッター１名できょうだい２名までの保育を補助対象とします。（きょうだい児２名保育）** **①児童がベビーシッター利用日時点で満1歳以上** **②ベビーシッターが有資格者（保育士又は看護師）** **③保育を行う場所が児童の自宅のみ（送迎サービス利用不可）** **④保護者が契約において書面で同意している** **⑤ベビーシッター事業者が実施に同意している**
15	兄弟姉妹で本事業を利用した場合、申請書はまとめてよいですか。	児童ごとに補助上限時間があるため、**児童ごとの作成をお願いいたします。**

No	質問内容	回答
16	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、補助を受けられますか。	**受けられません。**
17	領収書と利用明細が一つの書類にまとまっていても、提出書類としても認められますか。	**認められます。**
18	複数月利用した場合、申請書は月ごとに作成する必要がありますか。	**四半期（４～６月・７～９月・１０～12月・１～３月分）ごとに作成**してください。
19	領収書の提出は必要ですか。	領収書（写）ではなくても**請求書等、ベビーシッターの利用に係る費用が確定しているもの**の提出でも可とします。
20	本補助金は課税の対象となりますか。	**非課税対象**です。
21	本事業と産後ドゥーラの違いは何ですか。また、併用はできますか。	本事業は、ご自宅でのお子さんの保育を対象にしています。産後ドゥーラの利用助成制度は育児支援のほか、家事支援サービスも対象にしています。 産後ドゥーラの利用助成制度の詳細は、区ホームページをご確認ください。 １つの保育に対して産後ドゥーラと本事業の二重補助を受けることはできません。産後ドゥーラを使わない時間帯に本事業を使う等は可能です。 産後ドゥーラの利用
22	保育と家事援助を同時に利用した場合、補助対象となりますか。	保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。ただし、ベビーシッター１人に児童１人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ対象となります。（家事の時間にも基本保育料が発生している場合、当該時間帯の保育料は申請できません。）
23	１時間未満のベビーシッター利用時間を切り捨てるとはどういう意味ですか。	【7：00～22：00】利用区分と【22：00～7：00】利用区分において１時間未満の利用時間は、申請期ごとに切り捨てを行い、切り捨て後の利用時間をもとに補助額を算出します。ただし、2つの区分の切り捨てた時間の合計が１時間以上になる場合は、利用時間を１時間分追加します。（端数時間の詳細はNo.24） ※一時預かり利用支援とマッチング型の利用時間は、それぞれで1時間単位で算出します。1時間未満の利用時間を両事業間で合算することはできません。
24	端数時間の計算方法を教えてください。	【7：00～22：00】の1時間未満の利用時間数と【22：00～7：00】の1時間未満の利用時間数を合計して1時間を超える場合について、【22：00～7：00】の切り捨てた時間が30分以上の場合は【22：00～7：00】区分の利用時間に1時間を加算し、30分未満の場合は【7：00～22：00】区分の利用時間に1時間を加算します。 ※一時預かり利用支援とマッチング型の端数時間は、それぞれで算出します。一時預かり利用支援の30分とマッチング型の30分を合算して、1時間とすることはできません。
25	補助金の計算方法を教えてください。	①補助上限額：（【7：00～22：00の利用時間数×2,500円】＋【22：00～7：00の利用時間数×3,500円】） ②実際に支払った基本保育料：総保育料（クーポン割引前）－クーポン利用総額 上記①と②を比較して、低いほうの金額が補助額となります。この補助額を交付申請書中「3申請額」にご記入ください。 ※一時預かり利用支援とマッチング型の補助金は、それぞれの事業での利用時間・保育料・クーポン割引より算定します。
26	一時預かり利用支援とマッチング型利用支援の両事業を利用し、それぞれに１時間未満の時間が発生している場合は、利用時間はどのようになりますか。	一時預かり利用支援とマッチング型の利用時間は、それぞれ1時間単位で算出します。1時間未満の利用時間を両事業間で合算することはできません。

No	質問内容	回答
27	一時預かり利用支援とマッチング型利用支援の両事業を利用した場合の計算方法を教えてください。	一時預かり利用支援とマッチング型利用支援の両方を利用した場合は、それぞれの事業ごとに補助額を計算し、最後に合計します。 （例）10月～12月利用分を申請する場合 ①一時預かり利用支援 利用時間　日中時間帯：9時間30分　夜間時間帯：6時間30分　合計：16時間 保育料合計：51,200円　　割引額：10,400円　　申請額：40,800円 【補助上限額の計算】2,500円×9時間+3,500円×7時間＝47,000円 申請額40,800円＜補助上限額47,000円 のため補助上限額との差は6,200円です。 【割引額の時間換算】51,200円÷16時間＝3,200円/時間 10,400円÷3,200円＝3.25時間 【差額6,200円による減算】6,200円÷2,500円＝2.48時間※減算可能な時間数 【算定結果】日中時間帯：7時間　夜間時間帯：7時間　合計14時間 （日中時間帯の２時間分を減算） 利用時間：14時間　補助額：40,800円 ※割引がない場合の算定結果は、利用時間16時間　補助額47,000円になります。
28		②マッチング型利用支援 利用時間　日中時間帯：9時間30分　夜間時間帯：6時間30分　合計：16時間 保育料合計：51,200円　　割引額：10,400円　　申請額：40,800円 【補助上限額の計算】1,000円×9時間+1,500円×7時間＝19,500円 申請額40,800円＞補助上限額19,500円のため、補助額は19,500円となります。 【算定結果】日中時間帯：9時間　夜間時間帯：7時間　合計16時間 利用時間：16時間　補助額：19,500円 ③2つの事業の算定結果を合計 14時間+16時間＝30時間　　40,800円+19,500円＝60,300円 したがって、10月～12月利用分の申請における算定結果は、 利用時間：30時間　補助額：60,300円となります。
29	１か月あたりの利用制限はありますか。	ありません。年度内で144時間（多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童の場合288時間）が上限となります。品川区マッチング型利用支援も利用している場合、利用時間は合算されます。 例）144時間上限の方が、東京都一時預かり利用支援で10時間分補助を受け、品川区マッチング型利用支援で4時間分補助を受けた場合、残りの利用可能時間は130時間。 ※障害児、ひとり親家庭の児童については後述42～46も併せてご確認ください。
30	１期に数回に分けて申請してもよいですか。	申請書の提出は、**１期につき１回としてください。** ※一時預かり利用支援とマッチング型の両方を利用した場合も、１つの申請書にまとめて、各期１回のご申請としてください。
31	現在の利用時間はどのように確認出来ますか。	交付決定通知書に支払い対象となった分までの利用時間を記載しています。 **利用時間については、ご自身で管理くださいますようお願いいたします。**
32	ベビーシッターと保護者が共同保育・きょうだい児2名保育を行ったことをどのように証明してもらえばいいですか。	領収書や利用明細等で共同保育・きょうだい児2名保育とわかるように事業者へ発行してもらってください。 必要に応じて各事業者に問い合わせることがあります。
33	障害のある子供もベビーシッターを利用することができますか。	事業者ごとに異なりますので、各事業者にお問い合わせください。
34	郵送提出の場合、消印は有効ですか。	締切日に必着となります。
35	書類の到着確認をしたい。	書類の到着確認は行いません。また、郵送事故等の補償はできかねますので、レターパックなど追跡可能な郵送方法をご検討ください。
36	申請書類を郵送した後に、切手代が不足していたことに気付きました。どうすれば良いですか。	切手の貼り忘れ・不足がある場合は、受理せずに返送いたしますので再度ご提出ください。最終申請期限間際に提出される場合はご注意ください。

No	質問内容	回答
37	申請期限までに書類が揃わない場合はどうすればよいですか。	交付申請書と利用内訳表については、必ず申請期限までにご提出ください。 その際、申請書にNO.38の期日までの間で提出予定日を明記してください。
38	不足書類はいつまでに提出すればよいですか。	**各提出期限の月の末日**までにご提出ください。 不足書類のみ提出する場合は、余白に対象児童の氏名、生年月日を明記してください。
39	品川区役所の窓口で提出したいです。延長窓口や休日窓口の対応はしていますか。	対応しておりません。開庁時間は平日8：30から17：00までの間にご提出ください。 また、夜間窓口での預かりも実施しておりません。
40	利用児童の体調不良でキャンセルをした場合（診断書あり）は、キャンセル料も補助対象となりますか。	なりません。
41	児童一人あたりの利用時間（144時間・288時間）は、転出入した場合でも、引き継がれますか、それとも時間数はリセットされますか。	時間数はリセットされません。転出入関係なく、年度内児童一人あたり144時間もしくは288時間となります。
42	障害児の定義は何ですか。	本事業の障害児の確認は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳または療育等への通所受給者証のいずれかの交付有無により行います。 必要書類として各手帳や受給者証の写しをご提出ください。ご提出がない場合は、対象外となります。
43	ひとり親家庭の定義は何ですか。	本事業のひとり親家庭の確認は、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当または児童育成手当いずれかの受給者証の写しまたは申請者が記載されている戸籍謄本（発行から3か月以内）（写しでも可）のいずれかのご提出により行います。ご提出が無い場合は、対象外となります。
44	年度の途中で婚姻によりひとり親家庭でなくなった場合、年間の利用限度はどうなりますか。	婚姻の日が属する月の末日まで、利用限度は２８８時間とします。 例）８月１０日に婚姻した場合 　　９月１日から年度の利用限度が１４４時間に戻ります。
45	年度の途中で婚姻によりひとり親家庭ではなくなりました。既に合計利用時間が２５０時間だった場合、１４４時間を超えた１０６時間分の補助金の返還をする必要はありますか。	返還は生じませんが、これ以上の利用はできません。 例） ８月１０日に婚姻し、既に２５０時間利用していた場合 ８月３１日まで、利用上限２８８時間とするため、８月中は残りの３８時間分利用できます。 ９月１日からは利用上限１４４時間となり、既に２５０時間利用しているため、当該年度の利用はできません。
46	年度の途中でひとり親家庭になった場合は、その日から利用上限が２８８時間になりますか。	年度の途中でひとり親家庭となった場合、当該日の属する月の翌月から対象となります。 例） ８月１０日にひとり親家庭となった場合 ９月１日以降の利用について、利用限度２８８時間で補助がされます。そのため、８月１０日時点で既に利用時間が１４４時間を超えている場合は、８月３１日までの利用分は補助対象外になります。
47	この事業はいつまで継続予定ですか。次年度以降も実施されますか。	本事業は東京都の制度を活用しているため、今後、都の制度が見直された場合、事業の変更等が生じる場合があります。また、次年度以降の実施有無や実施内容については品川区HPでお知らせします。